

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	平成28年度 行政監査 (28監第44号 平成29年3月31日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年5月22日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門家が監査を実施することで、公費の適正な執行に係るチェック機能の更なる強化及び地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の一層の充実を図ることを目的に、毎年度多額の予算を執行して行っているものである。しかし、監査結果に対する改善に向けた取組みの期限等については統一的な対応が図られておらず、また、直接指摘を受けた担当課等以外においては、同様の問題が起り得るリスクがある場合に十分な改善策が講じられていないなど、監査結果が市全体として十分に活用されていない実態にあることが窺える。</p> <p>このことから、包括外部監査を所管する総務部にあっては、包括外部監査の実効性を高めるため、措置通知の期限を設定し、また、措置の妥当性を判断する基準や改善内容を市全体が効果的に活用するための方策を策定するとともに、改善した内容をより市民が理解しやすい表現とするなどの取組みも必要であると思料する。</p> <p>これらの取組みについては、内部統制にも繋がるものであり、現在国会に上程されている地方自治法の一部改正において、「市町村長は、内部統制の方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない」ことが求められていることから、包括外部監査の実</p>	<p>当該意見を踏まえ、包括外部監査の実効性を高めるための方策として、監査委員事務局が定めている「監査結果に係る措置の通知について」を参考とし、「包括外部監査の結果に係る措置等の取扱い方針」を新たに定め、今年度から実施することとした。</p> <p>また、包括外部監査の結果に関する報告書については、監査対象以外の部等にも参考配布していたところであるが、今年度からは、配布時に行政事務全般に共通する指摘事項等を例示し、同様の事務誤りが生じることのないよう注意喚起を促すこととした。</p> <p><b>【取扱い方針の主な内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 措置通知の期限を設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査結果を受けてから3か月以内（6月末日まで）に措置することとし、措置できない場合は、以後年2回（11月末日及び6月末日）に検討状況等を報告することとした。</li> <li>・ 検討期間は、原則として監査結果を受けてから1年以内とする事とした。</li> </ul> </li> <li>2 担当部署からの報告様式を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置が困難なものに係る様式を含め、3区分とした。</li> </ul> </li> <li>3 措置の妥当性を判断する基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤り等が発生した原因及び再発防止策等</li> </ul> </li> </ol>

意見又は要望とする事項	措置した内容
効性を高めるために必要な方策を早期に講じられたい。	について具体的に記載することとした。